

改選後、初の定例会で活発な議論

各議員の一般質問は2・3面に!



わくわく川あそび ('06年7月落合川にて)

平成19年第2回定例会は、6月8日から6月27日までの20日間の会期で開催されました。今定例会では、市長提出議案「東久留米市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例」ほか3件、議員提出議案(意見書案)14件、請願4件、陳情23件を審議しました(結果は4面をご覧ください)。

子育て支援の環境を整備 義務教育就学児の医療費を助成 10月1日施行

「東久留米市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例」は、6月18日の厚生委員会審査されました。委員会では、質疑の後、

「市長は過去の答弁で、1日からとし、7月1日から対象者の認定手続を開始する」というものです。

【委員会での主な質疑から】
市は過去に、東京都区町村に十分な相談もなく本制度の創設を打ち出していることについて指摘をしてきたが、今回、条例化の決断をした理由は、

答弁 これまで都から東京都市長に、施策の改廃をはじめとして、新設で、なおかつ市においても一定の財政負担が生じるもの、事前に相談があったが、今回は新聞報道されるまで説明がなかった。このことについて市長会で厳しい意見が出ていた。しかし、現下

「東久留米市議会議員及び東久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」は、6月18日の総務委員会審査されました。委員会では、質疑の後、採決したところ、原案は全員賛成で可決、6月27日の本会議においても同様に全員賛成で可決されました。本会は、公職選挙法の改正に伴い、東久留米市長選挙において候補者が選挙運動のために使用するビラの作成費用を条例に定めることにより公費で負担することができることとなったため、条例の一部を改正するものです。施行日は、公布の日からとしています。

【委員会での主な質疑から】
「マニフェスト1万6千枚をどのようにチェックするのか。」
答弁 選挙管理委員会で証紙を印刷し候補者に渡し、

掲載を検討している。市内の義務教育就学児に占める対象者の人数とパーセンテージは、
答弁 義務教育家庭の対象人数が9千644名ほどで、10%程度が所得制限の対象実人数は、8千680名ほどと考えている。

把握はしていない。市内の義務教育就学児に係る医療費の総額は、
答弁 6億5千万円ほどになると考えている。
「手続きが遅れて、先に医療を受けてしまった場合の救済は、
答弁 認めたいとは思いますが、現段階では、そのようにならないよう十分周知していきたい。
質疑の中で委員から、子育て支援策の市長の判断を評価する。子どもたちや子育てをしている家庭にとって大事なことであり、議会と行政側がやりとりし、一つ一つ実現していくことが大切なのではないかと、この意見が述べられています。

議員及び市長の選挙運動における公費負担条例の一部を改正

それを一枚一枚ビラに張り配布することになる。証紙がない限り、ビラは配布できない。
「ポスティングなどの配布方法は認められるか。」
答弁 ポスティングはできない。個人演説会場内、選挙事務所内、また、街頭

請願・陳情の提出、審査方法

市議会では、市政について市民の皆さんの要望などを請願や陳情の形で受けています。
請願や陳情が提出されますと議長は、担当する委員に審査を付託します。委員会では、内容を慎重に審査し、その結果を本議会に報告します。

請願・陳情の書き方

市政についての希望や要望を文書にして議長あてに提出します。
・要望事項は箇条書きにしてください。
・場所に関するものは案内図等を添付してください。
・訂正箇所には、必ず訂正印を押してください。
請願(陳情)者の住所、氏名を書き、押印してください。

★市議会だより掲載写真募集★

皆さんに市議会だよりを一層親しんでいただくために、市内在住・在勤・在学の方から掲載写真を募集します。
規格 市内撮影の未発表・未公開のオリジナル作品。カラー写真でL版以上のもの。デジタルカメラで撮影したものは、データを収録したCD-ROM。写真は編集上、トリミングすることがあります。なお、応募された作品は、返却いたしませんのでご了承ください。
内容 テーマ・ジャンル等は特に問いません。(明らかに人物が特定される場合は、ご本人の了承を得てください。)
審査 議会報編集委員会が審査します。
発表 採用された作品は、市議会だよりの掲載をもって発表といたします。未発表の応募作品は次号以降の掲載候補に含

ませていただきます。なお、賞品等はございませんのでご了承ください。
著作権 作成者本人に帰属します。
締め切り 常時受け付けます。
添付書類 撮影者の住所(在勤等の方は、その住所)、氏名(在勤等の方は、その会社名等)、電話番号、撮影年月日および場所、作品名を写真裏面又はCD-ROMに記載し、お送りください。
なお、採用された場合、作品のコメント等いただくことがあります。
送付・問い合わせ
〒203-8555
東久留米市本町3-3-1
東久留米市議会事務局 庶務調査係
☎042-470-7789

今号の内容案内	
一般質問	2・3面
提出議案と結果	4面
意見書・請願・陳情	4面
豆知識・市議会の傍聴など	4面

記入例

〇〇〇に関する請願(陳情)
紹介議員(陳情には不用) 署名 〇〇〇

(要望の趣旨)

1 (要望事項) _____
2 () _____

年 月 日
代表者住所 _____
氏名 _____
電話 _____

〇〇〇あて
東久留米市議会議長